

<b>10036 日本国憲法 c、d、e</b> Japanese Constitution		1 年次～ 後期 2 単位																			
担当者	古屋 等	履修可能学科	E Pe Pc C W F N																		
		関連資格	教職必(E・Pe・Pc・C・W・F・N)																		
サブタイトル	現代憲法入門																				
授業内容 ・ ねらい	<p>憲法とは、本来、国の組織や作用を定めた法をいいますが、私たちが学ぶ憲法とは、その目的として、基本的人権の保障が含まれた、現代的意味の憲法をさしています。すなわち、一人一人の人間の自由と権利のために、いかに国家が組織され、国家作用が行使されるべきかが問題とされています。ただし、私たちの人権も無制限ではありません。他の人との関係や社会公共目的のために、一定の限界や制約を必然的に伴っているのです。したがって、平等な個人の存在を前提として、国家全体がいかに幸福を追求していけるか、それを実現する法が憲法といえます。この授業では、そのような憲法の本質を基本的人権との関連において理解し、人権相互の関係を調整する「公共の福祉」の役割や、人権の法律による制約とその裁判所により司法審査のあり方を通じて、現代憲法の精神や、憲法を支える重要な基本原理のいくつかについて学んでいきます。</p>																				
授業計画	<table border="0"> <tr> <td>(1) ガイダンス</td> <td>(10) 精神的自由権 I</td> </tr> <tr> <td>(2) 憲法の意義と類型</td> <td>(11) 精神的自由権 II</td> </tr> <tr> <td>(3) 近代憲法の特徴</td> <td>(12) 経済的自由権</td> </tr> <tr> <td>(4) 国民主権の原理</td> <td>(13) 受益権・社会権</td> </tr> <tr> <td>(5) 前文と平和主義</td> <td>(14) 違憲立法審査</td> </tr> <tr> <td>(6) 第9条と戦争放棄</td> <td>(15) まとめ・テスト</td> </tr> <tr> <td>(7) 基本的人権の観念</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 基本的人権の類型</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 基本的人権の限界</td> <td></td> </tr> </table>			(1) ガイダンス	(10) 精神的自由権 I	(2) 憲法の意義と類型	(11) 精神的自由権 II	(3) 近代憲法の特徴	(12) 経済的自由権	(4) 国民主権の原理	(13) 受益権・社会権	(5) 前文と平和主義	(14) 違憲立法審査	(6) 第9条と戦争放棄	(15) まとめ・テスト	(7) 基本的人権の観念		(8) 基本的人権の類型		(9) 基本的人権の限界	
(1) ガイダンス	(10) 精神的自由権 I																				
(2) 憲法の意義と類型	(11) 精神的自由権 II																				
(3) 近代憲法の特徴	(12) 経済的自由権																				
(4) 国民主権の原理	(13) 受益権・社会権																				
(5) 前文と平和主義	(14) 違憲立法審査																				
(6) 第9条と戦争放棄	(15) まとめ・テスト																				
(7) 基本的人権の観念																					
(8) 基本的人権の類型																					
(9) 基本的人権の限界																					
教科書 参考書	教) 上野幸彦・古屋等『国家と社会の基本法』(成文堂)2500円+税 参) 『六法』(特に指定しません)																				
評価方法	授業中に行う小テスト(3回)を20%、期末試験を80%に換算して、合算のうえ評価を行う。																				
事前準備学習 履修条件等	小テストを必ず受けて、授業内容を確認のうえ、期末試験を受けること。 こまめに六法(条文)を参照し、内容を理解しておくこと。																				